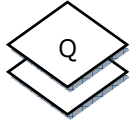




労働相談Q & Aで解決！

アルバイト①



アルバイトです。売れ残った商品の一部を買い取るよう言われましたが、欲しくもない商品を買取る義務がありますか。

A 労働者に商品の一部を買い取る義務はありません。
労働者に金銭的負担を強要したり、商品購入や目標未達成などを理由に賃金を一方的に減額したりすることは違法です。
このような違法な業務命令には従う必要はありません。きっぱりと断りましょう。

解説はこちら

- 事例のように、商品の売り上げノルマを課したうえで、売れ残った商品を労働者に自費で買い取らせる行為は、「自爆営業」と言われ、支払われた賃金の一部で、実質的に会社の商品を購入させることになります。
- 労働者と会社の間には、労働契約が締結されていることから、使用者が労働者に対して、一定の成果を期待し、売り上げのノルマを課することがあります。
当然、このこと自体は、一般的な業務命令の範囲として許容されています。
- ただし、ノルマはあくまで期待であり、約束事ではないので、ノルマ達成を確約させ、未達成の場合には、強制的に商品を買取らせることまでを労働者に命じることは、業務命令権の逸脱・濫用であり、違法です。
- また、「自爆営業」によって、労働者に商品買取りの強制など金銭的負担を強要すること、商品購入などを理由に給料を天引きすることは、労働基準法に定められた「労働者への賠償予定の禁止」（第16条）や「賃金の全額払いの原則」（第24条）の趣旨に反し、違法です。
- 労働者が明確に拒否しているにもかかわらず、執拗に迫るなど悪質な場合は、刑法の強要罪にあたる可能性があります。

どうすれば？

- 実際に買取りを命じられた場合、いわゆる「自爆営業」は違法ですから、購入する意思がないのであれば、きっぱりと断り拒否しましょう。
- 買取りを強要されたり、やむを得ず購入してしまったりした場合は、証拠（上司の命令を記載したメモやメール、購入した商品やレシートなど）を収集し、労働基準監督署に相

談しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署 (管轄区域: 都留及び鯉沢労働基準監督署以外の地域)

電話 055 (224) 5616

都留労働基準監督署 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181